

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間等

勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
週38.75時間	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(注) 保育園、児童館、図書館、ふるさと歴史館では、市民の皆さんの利便を図るため職員の変則勤務を行っています。

(2) 休暇制度の概要

種類	事由及び付与日数	
有給 主な特別休暇	年次有給休暇	1年につき20日を限度として付与(前年繰越分を含めた場合、最大40日間) ※職務に支障がない場合、時間単位での取得が可能
	病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合(90日間を限度として、必要と認める期間)
	産前産後	妊娠中の女性職員が、出産のため就業できない場合(出産予定日の8週間前から出産の日までおよび出産の日の翌日から8週間までの期間)
	子の看護	満9歳に達するまでの子が負傷又は疾病し、看護を必要とする場合(養育する子が1人の場合は年5日以内、複数の場合は年10日以内で必要と認める日又は時間)
	忌引	親族が死亡した場合(続柄により日数は異なる)
	夏季休暇	7月から9月の夏季における、心身の健康維持増進のため(1日を単位として5日間)
その他	育児時間・出産補助休暇(男性職員)・結婚休暇・ドナー休暇など	
無給	育児休業	3歳に満たない子を養育する場合
	介護休暇	家族の負傷又は疾病による長期療養のため、常時介護をする場合(年15日以上180日以内で、医師の診断に基づき必要と認める日数)

5 分限・懲戒処分状況

区分	分限処分			懲戒処分			
	免職	休職	降任	免職	停職	減給	戒告
処分件数	0件	77件	0件	0件	1件	0件	0件

(注) 地方公務員法第28条に基づく分限処分、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分の状況です。

6 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇の平均取得日数

平成27年	平成28年
12.9日/人	13.1日/人

(3) 育児休業・部分休業取得者数

種類	年度	
	27年度	28年度
育児休業	35人	38人
部分休業	11人	12人

(注) 前年度より引き続き取得した者を含みます。

(2) 主な休暇の取得状況

種類	取得者数
病気休暇	147人
産前産後	20人
子の看護	149人
忌引	87人
夏季休暇	全職員
介護休暇	3人

7 研修および勤務成績の評定の状況

東村山市では、体系的な人材育成の基本設計図として、「人材育成ビジョン」を策定し、現在この方針に基づき、職員研修の充実を図っています。

(1) 職員研修実施状況と参加者数

区分	主な内容	人数	
独自研修	職層別研修	評価者研修、昇任者研修、OJT研修等	760人
	実務研修	文書研修、情報公開研修、法務研修、会計研修、契約研修等	498人
	その他研修	能力開発研修、男女共同参画研修、人権啓発研修、課題研修等	2,160人
派遣研修	東京都市町村職員研修所	職層別研修、専門職研修、実務研修、法務研修、能力開発研修等	482人
	国・都研修	実務研修等	29人
	合同研修	政策形成研修	4人
自主研修	その他各種研修	政策課題研修、研究フォーラム、各種講演会等	128人

(2) 人事評価の実施状況

職区分	評定要素	評定期間
管理職	業績評価・能力評価	4～3月
一般職	業績評価・能力評価	4～3月

(注) 各職位に求められる職務行動基準を設定し、達成度や能力発揮度を評価するものです。

8 職員の福祉と利益の保護状況

(1) 定期健康診断などの受診

区分	受診者
定期健康診断	825人
眼科検診	38人
がん(胃・肺・大腸)検診	263人

(2) 公務災害の認定

区分	件数
公務災害	0件
通勤災害	2件

(4) 福利厚生事業への助成

区分	助成額
市補助金	11,185千円

区分	支出額	内訳・参加人数等
主な事業	教養講座(会費・補助金運用)	794千円 185人
	リフレッシュ事業(会費・補助金運用)	4,138千円 ボウリング大会ほか 452人
	部活動補助事業(補助金運用)	732千円 体育系 8クラブ 文化系 6クラブ
	人間ドック・脳ドック等(補助金運用)	2,392千円 262人

(5) 勤務条件に関する措置の要求と不利益処分に関する不服申立て状況

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件

②昇給および勤勉手当への勤務成績の反映状況

当市では、平成18年度より職員の人事評価制度を開始し、平成27年度からはすべての職員を対象に人事評価を実施しています。平成23年度からは、人事評価に基づく勤務成績を、管理職の昇給や勤勉手当等の処遇へと反映させ、平成26年度からは、監督職の勤勉手当へも反映させています。今後は一般職についても同様に実施していく予定です。

人事評価者訓練等の実施により制度の適正運用を図るとともに、勤務成績を給与等の処遇へと適正に反映していくための取り組みを推進していきます。

(4) 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

東村山市		東京都		国	
1人当たり平均支給額(28年度) 1,637千円		1人当たり平均支給額(27年度) 1,776千円		—	
(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.70月分 (0.80)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.60月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算3～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算3～20%、管理職加算15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算5～20%、管理職加算10～25%	

(注) ()内は再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当

東村山市(平成29年4月1日現在)			国(平成28年4月1日現在)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.50月分	23.50月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	31.50月分	31.50月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	45.00月分	45.00月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	45.00月分	45.00月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	11,755千円	21,255千円			

(注) 1 退職手当は退職時の給料月額に、勤続年数や退職事由に応じた一定の率を乗じた額となります。

2 平成28年度に退職した職員1人当たりの退職手当は、自己都合退職で11,755千円(平均勤続年数21年3月)、定年退職で21,255千円です。(平均勤続年数37年10月)

③地域手当

支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	地域手当補正後ラスパイレス指数(ラスパイレス指数) ※平成28年4月1日現在
426,664千円	573,473円	東村山市	15.0%	744人	15.0%	101.0(101.0)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員との給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

算出方法: 補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率)

④特殊勤務手当

支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)	手当の種類(手当数)
832千円	52,000円	2.2%	1種類

手当の名称	主な支給対象職員	支給実績(28年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	高所作業に従事する職員	832千円	1日につき 600円
	災害時に緊急出動し復旧作業に従事する職員	—	1日につき 600円
	行路死亡人又は行路病人の取扱いに従事する職員	—	1件につき 2,000円
	感染症又は家畜伝染病の防疫消毒作業に従事する職員	—	1日につき 600円

⑤時間外勤務手当

区分	27年度決算	28年度決算
支給実績	237,260千円	229,718千円
職員1人当たり平均支給年額	386千円	377千円

⑥その他の手当

手当名	内容および支給単価	国制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
扶養手当	配偶者10,000円(職務の級が4級であるものは8,000円)子7,500円(加算4,000円)・その他6,000円 職務の級が5級であるものを除く	異	支給単価	56,628千円	196,625円
住居手当	当該年度末35歳未満で賃貸借契約がある世帯主 15,000円	異	支給対象および単価	16,015千円	160,150円
通勤手当	交通機関 6か月定期乗車券相当額 交通用具 距離に応じて支給	異	支給対象および単価	37,538千円	67,636円
管理職手当	役職に応じて支給94,000～64,000円	異	支給額	70,349千円	937,987円

(5) 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等	
給料	市長	943,000円
	副市長	801,000円
報酬	議長	558,000円
	副議長	506,000円
	議員	485,000円
期末手当	市長	(28年度支給割合) 3.95月分
	副市長	
退職手当	市長	(算定方式) 在職1年につき給料月額の100分の310に相当する額
	副市長	在職1年につき給料月額の100分の270に相当する額

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 特別職の給料等の額は、「東村山市特別職報酬等審議会」の答申を経て、市長が条例で定めています。